

## 省エネエアコン買換補助事業（Q & A）

**Q 1** 補助金の対象となる期間はいつですか？

**A 1** 令和4年12月1日から令和5年1月31日までに購入したエアコンを令和5年2月28日までに設置完了のうえ、実績報告を提出したものが対象となります。  
このため、令和4年12月1日より前に購入したエアコンや令和5年3月1日以降に設置したエアコンは対象外です。

**Q 2** 新たにエアコンを設置する場合は対象となりますか？

**A 2** 新たにエアコンを設置する場合は補助の対象外です。現在設置されているエアコンの買換えのみが対象となります。

**Q 3** 中古エアコンの購入も補助金の対象となりますか？

**A 3** 対象外です。統一省エネラベル4つ星以上の性能のエアコンで未使用のものが対象となります。（提出書類としている保証書の写しで確認）

**Q 4** 統一省エネラベル4以上の製品を調べる方法がありますか？

**A 4** インターネットの「省エネ型製品情報サイト」で検索し、確認することができます。（<https://seihinjyoho.go.jp/>）  
なお、令和4年10月1日より、省エネ基準が「星による5段階の評価（目標年度2010年度）」から「1.0から5.0までの0.1きざみの評価（目標年度2027年度）」に改正されていますが、改正前の基準による省エネラベル4つ星以上も対象となります。

**Q 5** 事務所に設置されているエアコンの買換えは対象になりますか？

**A 5** 事務所エアコンの買換えは、個人・法人を問わず対象外です。

**Q 6** マンションや賃貸住宅でも申請できますか？

**A 6** 市内に住民票がある個人の方で、市内で自ら居住する専用住宅に買換えで設置するエアコンであれば、マンションや賃貸住宅でも申請は可能です。

**Q 7** 世帯主でなくても申請できますか？

**A 7** 申請者は、どなたでも申請可能ですが、申請書、領収書、口座名義人を同一の方としてください。  
なお、補助対象となるのは、1世帯あたり1回1台までです。

**Q 8** 二世帯住宅の場合は、世帯ごとに申請できますか？

**A 8** 完全に生計が独立している状態の世帯であれば、世帯ごとに申請可能です。

**Q 9** 申請ができるのはいつからですか？

**A 9** 申請は、令和4年12月1日から令和5年1月31日までの間のエアコンの購入及び設置前に行ってください。申請の前にエアコンの購入及び設置をされた場合は、申請できません。  
予算が無くなり次第、受付を終了します。(予算到達日の申請は、抽選を行う。)

**Q10** 申請方法はどのような方法ですか？

**A10** 市役所環境課窓口への持参、または郵送での申請となります。FAXやメールでの申請はできません。(書類での提出を求める。)  
なお、郵送事故につきましては、市では責任を負いかねますので、ご注意ください。

**Q11** クレジットカードや電子決済での支払いは対象になりますか？

**A11** クレジットカードや電子決済での支払いも対象になりますが、申請の添付書類としてエアコンの購入及び設置の領収書が必要となるため、対応が可能かを確認してご利用ください。

**Q12** エアコン購入時の消費税や取付工事費用も購入費用の対象になりますか？

**A12** 消費税及び取付工事等設置に係る費用も対象となります。ただし、買換え前のエアコンの取り外し費用、処分費等は対象外となります。

**Q13** 補助金振込先の口座は、本人名義以外の口座でも可能でしょうか？

**A13** 補助金の振込先口座は、申請者本人名義のものに限ります。

**Q14** インターネットで購入するエアコンは対象となりますか？

**A14** 実店舗、インターネット店での購入に関わらず、省エネ性能、未使用品等の要件を満たせば、全ての店のエアコンが対象となります。  
なお、見積書の提出が必要となりますので、発行が可能であるかは購入店にご確認ください。

**Q15** 購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか？

**A15** クーポンやポイントの使用で販売店から商品代金の割引があった場合は、割引後の金銭支払い額を購入費用として計算します。

**Q16** 国土交通省が実施する「こどもみらい住宅支援事業」の助成と重複して補助金を受けることはできますか？

**A16** 重複して受けることは可能です。

**Q17** 商工観光課が実施する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」の助成と重複して補助金を受けることはできますか？

**A17** 重複して受けることは可能です。